

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスでみた場合に5事業所未満である場合
※6の(2)も参照
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 5 サービスの質が高いことにより、特定の事業者集中していると認められる場合
《サービスの質が高い事業所の例》
 - (1) 近隣地域における同種の居宅サービス事業所との比較において設備環境等が充実している事業所
※利用者による希望のみでは、客観的な検証が困難であるため認めない
 - (2) 先駆的・先験的な事業として、国または地方公共団体と連携した事業等を実施している事業所
- 6 その他正当な理由と沖縄県知事が認めた場合
《全サービス共通》
 - (1) 次の①～⑤に示す特段の事情に該当する場合は、サービスの全体計画及び紹介率最高法人へ位置づけた計画から個別のプラン（利用者）毎に除外し、再計算できるものとする
 - ①主治医またはかかりつけ病院等との医療連携を確保し、多職種連携を実施するため、特定の事業所を利用する場合
 - ②利用者が必要とする機能訓練等に対し、それが可能となる資格者を有する事業所が、通常の実施地域内において当該サービス事業所のみである場合
 - ③地域包括支援センター等より困難事例を受け入れた場合
 - ④判定期間中に、廃止等の事情により他の居宅介護支援事業所の利用者を受け入れた場合
 - ⑤判定期間中に、利用者から当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受け、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合
 - (2) 上記の1に関して、通常の実施地域内に5事業所以上ある場合においても、特殊な事情により、5事業所未満と判断する場合がある
※特殊な事情とは、特定の事業所が、新規の受入れを制限している場合や何らかの理由により実質的に稼働していない場合などをいう